

重要事項説明書【訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業）】

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 新座福祉会
所在地	埼玉県新座市馬場1丁目2番35号
電話番号	048-480-7310
理事長	湖山 泰成
設立年月日	平成17年8月19日

2. 事業所の概要

事業所名	訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業）事業所「菜々の郷」
所在地	埼玉県新座市馬場1丁目9番23号
介護保険事業所番号	1175101433 号
管理者及び連絡先	上妻 真菜 Tel 048-480-0577

3. 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	施設運営	1名
サービス提供責任者	相談および援助	3名
介護職員	生活介護	11名

4. 営業時間

終日 8時30分～17時30分

サービス提供時間 9時00分～17時00分

※サービスの提供時間とは異なります。

また、悪天候などの自然災害により、訪問を中止・前倒しする場合がございます。

5. 通常の事業の実施地域

新座市

ただし、介護予防訪問介護相当サービスにおいては、新座市に限る。

6. 運営方針

“老いても元気な笑顔あふれる暮らし”の継続的な提供を支援し、“気ままにゆったりと”生活することを大切に、ご家族や地域と絆で結ばれた環境を目指す、高齢者の方の在宅生活を支援する役割を担います。

5. サービス内容

<生活援助>

1.	掃除	5.	配膳・下膳
2.	洗濯	6.	買い物
3.	ベッドメイク	7.	薬の受け取り
4.	調理	8.	その他の家事（ ）

<身体介護>

9.	排泄介助（トイレ）	22.	洗面介助
10.	排泄介助（ポータブルトイレ）	23.	身体整容
11.	排泄介助（尿器/便器）	24.	更衣介助
12.	排泄介助（おむつ）	25.	ベッドメイク（介助含）
13.	食事介助	26.	体位交換
14.	水分補給	27.	移乗・移動介助
15.	服薬介助	28.	外出介助（通院）
16.	口腔ケア	29.	外出介助（買い物）
17.	調理（専門的配慮有）	30.	外出介助（その他）
18.	清拭	31.	起床介助
19.	手浴・足浴	32.	就寝介助
20.	洗髪	33.	自立支援のための見守りの援助
21.	全身浴・シャワー浴	34.	その他の介助（ ）

介護予防訪問介護相当サービス

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例）起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例）調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

7. 料金

① 利用者の方からいただく利用者負担金は、次表のとおりです。

(1) 介護報酬に係る利用者負担金（介護保険負担割合証による）

* 地域区分別、1 単位 10.70 円（5 級地）

<訪問介護事業>

訪問介護の 類型	ご利用時間	基本料金 特定事業所加 算 (Ⅰ <u>Ⅱ</u> Ⅲ Ⅳ) ■あり □なし 同一建物減算 ■あり □なし	利用者負担金 ※基本料金の 1 割、2 割または 3 割		
			1 割負担の場 合	2 割負担の場 合	3 割負担の場 合
身体介護の 類型	20 分未満	1,744 円	175 円	349 円	524 円
	20 分以上 30 分未満	2,610 円	261 円	522 円	783 円
	30 分以上 1 時間未満	4,140 円	414 円	828 円	1,242 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	6,066 円	607 円	1,214 円	1,820 円
	1 時間 30 分以上 (30 分増すごと に)	877 円	88 円	176 円	264 円
	身体介護に引き続 いて生活援助をご 利用になる場合 (注 1)	(20 分以上) 695 円	(20 分以 上) 70 円	(20 分以 上) 139 円	(20 分以 上) 209 円
		(45 分～75 分未満) 1,391 円	(45 分～75 分未 満) 140 円	(45 分～75 分未 満) 279 円	(45 分～75 分未 満) 418 円
		(70 分以上) 2,086 円	(70 分以 上) 209 円	(70 分以 上) 418 円	(70 分以 上) 626 円
生活援助	20 分以上 45 分未 満	1,915 円	192 円	383 円	575 円
	45 分以上	2,354 円	236 円	471 円	707 円

早朝 夜間加算	早朝(6 時～8 時)又は 夜間(18 時～22 時) に 定期的に訪問した 場合	所定単位数× 25% (1 回あたり)			
深夜加算	深夜 (22 時～6 時) に定期訪問した場 合	所定単位数× 50% (1 回あたり)			
同一建物に居住する者へのサービス 提供に係る減算 (注 1)		上記料金 ×90/100 (※端数切捨 て)	基本料金か ら (基本料金 ×0.9※ 端数 切り捨て) を引いた金 額	基本料金か ら (基本料金 ×0.8※ 端数 切り捨て) を引いた金 額	基本料金か ら (基本料金 ×0.7※ 端数 切り捨て) を引いた金 額
介護職員処遇改善加算 I ロ (注 2)		介護報酬総合 計 ×28.7%	基本料金か ら (基本料金 ×0.9※ 端数 切り捨て) を引いた金 額	基本料金か ら (基本料金 ×0.8※ 端数 切り捨て) を引いた金 額	基本料金か ら (基本料金 ×0.7※ 端数 切り捨て) を引いた金 額
特定事業所加算 (Ⅱ)		所定単位数の 100/10 に相当する 単位数			
初回加算 (注 3)		2,140 円	214 円	428 円	642 円
緊急時訪問介護加算 (注 4)		1,070 円	107 円	214 円	321 円

※ 基本料金（加算除く）に対して、早朝（午前 6：00 午前 8：00）・夜間帯（午後 6：00～午後 10：00 は 25%増し、深夜帯（午後 10：00～午前 6：00）は 50%増しとなります。

※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。

※ やむを得ない事情で、かつ、ご利用者の同意を得て 2 人で訪問した場合は、2 人分

の料金となります。

- ※ 介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納などにより、保険給付金が直接菜々の郷に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂きます。後日、区市町村の窓口へ菜々の郷の発行するサービス提供証明書を提出すると差額の払戻しを受けることができます。

<介護予防・日常生活支援総合事業>

訪問介護の種類	基本料金 特定事業所加算 (Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ) ■あり □なし 同一建物減算 ■あり □なし	利用者負担金 ※基本料金の1割、2割または3割		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
訪問型サービス費Ⅰ	12,583 円 (定額)	1,259 円 (定額)	2,517 円 (定額)	3,775 円 (定額)
訪問型サービス費Ⅱ	25,134 円 (定額)	2,514 円 (定額)	5,027 円 (定額)	7,541 円 (定額)
訪問型サービス費Ⅲ	39,878 円 (定額)	3,988 円 (定額)	7,976 円 (定額)	11,964 円 (定額)
同一建物に居住する者へのサービス提供に係る減算 (注1)	上記料金 ×90/100 (※端数切捨て)	基本料金から (基本料金 ×0.9※ 端数 切り捨て) を引いた金額	基本料金から (基本料金 ×0.8※ 端数 切り捨て) を引いた金額	基本料金から (基本料金 ×0.7※ 端数 切り捨て) を引いた金額
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ (注2)	総単位数 ×28.7%	基本料金から (基本料金 ×0.9※ 端数 切り捨て) を引いた金額	基本料金から (基本料金 ×0.8※ 端数 切り捨て) を引いた金額	基本料金から (基本料金 ×0.7※ 端数 切り捨て) を引いた金額
初回加算 (注3)	2,140 円	214 円	428 円	642 円

注1 事業所と同一敷地内または隣接する敷地内の建物に居住するご利用者、あるいは上記以外の建物に居住するご利用者が1か月あたり20名以上の場合、上記料金の10%の単位が、1か月あたり50名以上の場合、上記料金の15%の単位が減算されます。

注2 介護職員の処遇改善の取組として、上記料金の28.7%の単位が加算されます。

注3 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保や介護職員の活動環境の整備、重度介護者への対応などを行っている事業所に認められた加算です。

注4 新規に訪問介護計画を作成したご利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等に同行した場合に加算されます。過去2ヶ月間サービスの提供を受けていない場合も該当します。

(2) 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用（全額、自己負担）

通常のサービス地域以外の方は訪問介護員が訪問するための交通費は自己負担となります。

区 分	金 額
通常の事業の実施地域を超えた時点から片道10kmまで	300円
通常の事業の実施地域を超えた時点から片道10km以上	500円

② 支払方法

ご利用者は、利用料の合計額を口座振替 若しくは振込により事業者に支払うものとします。

- 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の1部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります。)

8. キャンセル料金

利用者の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料が必要です。

終日 048—480—0577

☆キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払い頂きます。

時間	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の12時間前まで	基本料金の10%
サービス利用日の12時間前までに連絡なし	基本料金の50%

9. サービス利用に当たっての留意点

- ①金銭・貴重品の管理 医療行為や年金等の金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。ただし、生活援助として行う買物等に伴う少額の金銭の取り扱いは可能です。
- ②サービス提供の範囲 食事準備等のサービスは、ご利用者を対象として提供しております。そのため、ご家族などのご利用者以外への支援はサービス対象外です。
- ③訪問介護員の指名 同性介助の配慮は出来る限り対応しますが、訪問介護員の指名は出来ません。
- ④備品等の使用 サービス提供のため、必要な備品等（水道・ガス・電気含む）はご利用者の負担となります。

10. サービス提供責任者

サービス提供責任者はご利用者からの利用申込に関する調整や訪問介護計画の作成をはじめ、ご利用者に関する業務を担当します。ご利用に当たっての疑問点やご心配事・ご不満等がございましたらお気軽にお尋ねください。

氏名 _____ 連絡先 048-480-0577

11. 緊急時の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

12. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持

事業者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も続きます。ただし、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の新進党の情報を提供します。また、利用者との利用に伴う援助と行う際には、利用者の同意を得ます。

(2) 個人情報の保護

事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。（個人情報使用同意書については別紙に記入）

1 3. 身体拘束

事業者は、利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行った場合は、その態様及び時間、利用者の心身の状態、理由を記録します。

1 4. 高齢者虐待防止

当事業所は利用者の人権の擁護・虐待防止のために、次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

- ・研修等を通じて、従業者の意識の向上や知識、技術の向上に努めます。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める整備に努めます。

1 5. 損害賠償

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様といたします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

1 6. 非常災害時対策

非常災害その他緊急災害時に備え、必要な設備を整えると共に常に関係機関と連絡を密にし、取るべき措置について具体的計画を策定するとともに、利用者に対して定期的に避難、救助、その他必要な訓練を行います。

1 7. 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設お客様相談窓口	電話番号 048-480-0577
	Fax 番号 048-480-0578
	管理者 <u>上妻 真菜</u>
	対応時間 8:30～17:30

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

新座市介護保険課 相談窓口	所在地 埼玉県新座市野火止1丁目1番1号 電話番号 048-477-1111
埼玉県国民健康保険団体 連合会（苦情対応係）	所在地 埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704国保会館 電話番号 048-824-2568

○第３者委員

第３者委員	山田 耕司 03－3567－1971
	小島 幸子 048－423－8226
福祉サービス第三者評価の実施状況	
無	

18. 当法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 新座福祉会
代表者名	湖山 泰成
所在地・電話	埼玉県新座市馬場1丁目2番35号 TEL 048-480-7310
業務の概要	特別養護老人ホーム、短期入所生活介護（予防含む）、通所介護（介護予防・日常生活支援総合事業含む）、居宅介護支援、地域包括支援センター、収益事業
所在地・電話	埼玉県朝霞市幸町1丁目11番7号 TEL 048-450-2300
業務の概要	小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護
所在地・電話	埼玉県新座市馬場1丁目9番地23号 TEL 048-483-0166
業務の概要	公益事業サービス付高齢者向け住宅、訪問介護
所在地・電話	埼玉県志木市幸町4丁目7番地8号 TEL 048-485-6000
業務の概要	小規模多機能型居宅介護、公益事業サービス高齢者向け住宅
所在地・電話	埼玉県さいたま市南区大谷口2548-1 TEL 048-829-7612
業務の概要	特別養護老人ホーム
所在地・電話	埼玉県朝霞市本町2丁目7番地34号 リブ朝霞102号室 TEL 048-424-7500
業務概要	居宅介護支援
事業数	13

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 訪問介護【介護予防・日常生活支援総合事業】事業所「菜々の郷」

説明者

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 氏 名

利用者家族 氏 名